

し、然も現内閣の施政この大道を知らず今や吾等は日常經濟戰の遂行と共に更に一步を進めて政治的總動員に邁進し法的實力を以て我等十年の主張を貫徹さるへからざるに至れり
然り我等は四千萬農民の先鋒として昭和維新救國安民の聖戰に突進せんことを誓ふ
右 宣 言 す

昭和十年五月十三日

日本農民組合筑紫郡聯合會結成大會

主 張

- 一、耕作者本位の小作法制定
- 二、耕作權の絕對獲得
 - 1、耕地不當明渡の禁止
 - 2、立入禁止反對
 - 3、立毛差押禁止
- 三、小作組合法の制定
 - 1、爭議權の確立
 - 2、團結權の確立
- 四、耕作者階級の金融機關の確立
- 五、産業組合農會農業倉庫土工組合水利組合の耕作者本位化
- 六、農業保險制の設定
- 七、肥料農具の國營